

大分市防災協会会則

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本協会は、大分市防災協会（以下「協会」という。）という。

(目 的)

第2条 協会は、防火思想の普及啓発及び災害予防等の危機管理意識の高揚に努めるとともに、事業所諸施設の防火・防災に係る安全対策の強化を推進し、火災、地震等による被害の軽減を図り、もって地域社会への安全責任を果たすとともに、公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

(事務局)

第3条 協会の事務局は、大分市消防局予防課に置く。

(事 業)

第4条 協会は、第2条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 防災思想の普及広報
- (2) 防火管理及び危険物保安管理の強化促進
- (3) 自衛消防組織及び自衛防災組織の強化促進
- (4) 防災ネットワークの推進
- (5) 各種関係法令の研究及び調査
- (6) 防災功労者等の表彰
- (7) 前各号に定めるもののほか、協会の目的を達成するために必要な事項

第2章 会 員

(会 員)

第5条 会員は、正会員（1号正会員、2号正会員、3号正会員）及び賛助会員とする。

(1) 正会員

ア 1号正会員

市内に存する消防法第8条又は第8条の2の規定の適用を受ける防火対象物の管理権原者又は防火管理者等

イ 2号正会員

市内に消防法第11条第1項の許可を受けた危険物製造等を有する事業者

ウ 3号正会員

1号正会員及び2号正会員のいずれにも該当する者

(2) 賛助会員

本会の趣旨に賛同する個人及び団体等とする。

(会 費)

第6条 会員は、別表に定める会費を納入しなければならない。

(会員の入会及び退会)

第7条 協会に入会しようとする者は、所定の申込書により、会費を添えて会長に届け出るものとする。

2 会員が退会しようとするときは、その旨を書面により会長に届出なければならない。この場合において、既納の会費は返戻しない。

(会員氏名等の変更)

第8条 会員は住所、氏名（法人にあっては、所在地、名称）等を変更したときは、速やかに会長に届け出なければならない。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するときは、理事会の議決により、これを除名することができる。

(1) 2年以上会費を納めないとき。

(2) 本会の名誉を著しく棄損したとき。

2 会長は前項の規定による除名をしようとするときは、あらかじめその会員にその除名の理由を通知し、弁明等の機会を与えなければならない。

第3章 役員

(役員)

第10条 協会に次の役員をおく。

(1) 会長 1名

(2) 副会長 6名

(3) 常任理事 7名

(4) 理事 10名

(5) 監事 2名

2 常任理事のうち1名は、大分市消防局予防課長の職にある者をもって充てる。

(役員を選任)

第11条 理事は、会員（法人又は団体の場合にあつては、代表者又はその指名する者）の互選により総会においてこれを定める。

2 第10条第1項各号に定める役員（前条第2項に規定する者を除く。）は、理事の互選によりこれを定める。

(役員任期)

第12条 役員（第10条第2項に規定する者を除く。以下この条において同じ。）の任期は2年とする。

2 役員に欠員が生じたときは、前条の規定によりその都度これを選任し、任期は前任者の残任期間とする。

3 役員は、任期満了後も後任者の就任までその職務を行う。

(役員の仕事)

第13条 会長は、協会を代表し、一切の会務を統括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、副会長互選により定められた者が、その職務を代行する。

3 常任理事は、会長及び副会長を補佐するとともに、会務を調整、本協会の運営にあたる。

4 理事は、理事会を構成し、第4条各号に掲げる事業の遂行及び重要事項について協議する。

5 監事は、会務状況及び会計を監査する。

(顧問)

第14条 協会に顧問をおくことができる。

2 顧問は、理事会の承認を得て会長が選任する。

3 顧問は、本会の運営等に関し会長の諮問に応ずるとともに、必要があるときは、自ら意見を述べることができる。

第4章 会 議

(会 議)

第15条 協会の会議は総会及び理事会とし、総会は定期総会と臨時総会とする。

(構 成)

第16条 総会は、会員をもって構成する。

2 理事会は、第10条第1項各号の役員をもって構成する。

(会議の召集)

第17条 定期総会は、毎年1回定期に開催する。

2 臨時総会は、会長が特に必要と認めたとき、又は総会員の3分の1以上の要求があったとき、会長がこれを召集する。

3 理事会は、会長が必要と認めたとき、又は、理事の3分の1以上の要求があったときに会長がこれを召集する。

4 理事会は、招集によることを原則とするが、招集する暇がないときは、書類回付、電子メール等により、これを処理することができる。(ろ)

(総会の議決事項)

第18条 総会は、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 予算及び決算に関する事項
- (2) 事業計画に関する事項
- (3) 会則に関する事項
- (4) 役員を選出に関する事項
- (5) その他必要な事項

(理事会の議決事項)

第 19 条 理事会に付議する事項は次のとおりとする。

- (1) 総会に提出する議案
- (2) 事業計画の実施及び運営に関する事項
- (3) その他会長が必要と認める事項

(議 長)

第 20 条 総会の議長は、その総会において、出席会員のうちから選出する。

2 理事会の議長は、会長がこれにあたる。

(開会の定足数)

第 21 条 総会においては会員、理事会においては理事の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。

(議決の定足数)

第 22 条 総会の議事は、出席者の過半数の同意をもって決する。

2 理事会の議事は、出席理事の過半数の同意をもって決する。

3 前 2 項の規定による議決の際、可否同数の時は、議長がこれを決する。

(書面表決等)

第 23 条 会議に出席できない会員又は理事は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の構成員を代理として表決を委任することができる。この場合において、前 2 条の規定の適用については、これを出席したものとみなす。

第 5 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 24 条 協会の資産（以下「資産」という。）は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 会費
- (2) 寄付金品
- (3) 事業に伴う収入
- (4) その他の収入

(資産の管理)

第 25 条 資産は会長が管理し、その方法は理事会の議決により定める。

(経費の支弁)

第 26 条 協会の経費は、資産をもって支弁する。

(会計年度)

第 27 条 協会の会計年度は、毎年 4 月 1 日より翌年 3 月 31 日までとする。

(会計報告)

第 28 条 会長は、毎年監事の会計監査を受け、その意見を付して総会に会計報告を行わなければならない。

(事務処理)

第 29 条 協会の事務を処理するため、協会に事務局長及び書記を置くことができる。

2 事務局長及び書記は、理事会の承認を得て、会長が任命する。

第 6 章 給 与

第 30 条 協会の書記に対しては、別に定めるところにより手当を支給することができる。

2 会員（役員を含む。）及び書記は、会務のために要した費用の弁済を受けることができる。

第 7 章 解散及び残余財産の処分

(解散及び残余財産の処分)

第 31 条 協会は、総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員の 3 分の 2 以上の同意を得なければならない。

2 第 2 3 条前項の規定は、前項の同意について準用する。

3 第 1 項の規定に解散の際に存する残余財産は、総会の議決を経て処理するものとする。

第 8 章 雑 則

(委 任)

第 32 条 この会則の施行さだめるもののほか、協会の運営について必要な事項は、理事会の議決を得て、会長が別に定める。

附 則

1 この会則は、平成 2 1 年 4 月 2 4 日から施行する。

2 協会設立の際に定められた役員の任期は、第 1 2 条第 1 項の規定にかかわらず、平成 2 3 年 3 月 3 1 日までとする。

3 協会の設立初年度の事業計画及び収支予算は、設立総会の定めるところによる。

4 協会の設立後最初の会計年度は、この会則の施行の日から平成 2 2 年 3 月 3 1 日までとする。

附 則

この会則の一部改正は、平成 2 3 年 4 月 2 6 日から施行する。(い)

附 則

この会則の一部改正は、平成 3 0 年 4 月 2 5 日から施行する。(ろ)

別表（第6条関係）

<1号正会員>

- 1 会費は、年額 5,000 円とする。ただし、消防法施行令（昭和 36 年政令第 37 号）別表第 1（四）項、（五）項イ、六項イ、ロ若しくはハ又は（十二）項に掲げる防火対象物（従業員数が 300 人以上である事業所に限る。）の管理権限者又は防火管理者等にあつては、10,000 円とする。
- 2 前項の従業員数の算定は、同一敷地内の建築物（同一事業主に限る。）を事業所の単位とし、テント従業員、臨時・パート従業員、季節従業員等のすべての従業員数を合算するものとする。
- 3 市内に 2 以上の事業所を有する場合にあつては、2,000 円に従業員数が最も多い事業所以外の事業所数を乗じて得た額を前 2 項の規定による額に加算する。ただし、加算する額の上限は、10,000 円とする。
- 4 削除（い）

<2号正会員>

会費は、次表の左欄に掲げる業種の区分に応じ、同表の右欄に掲げる額を年額とする。
ただし、市内に 2 以上の給油取扱所を有する場合にあつては、2,000 円に市内の給油取扱所の数から 1 を減じた数を乗じて得た額を加算する。

業 種		金 額
製 造 業	1 級（大口）	50,000 円
	2 級（小口）	10,000 円
油 槽 所		10,000 円
大口取扱所		10,000 円
給油取扱所	1 級（元売）	30,000 円
	2 級（卸）	15,000 円
	3 級（販売）	5,000 円
運 送 業		10,000 円
塗 装 業		5,000 円
そ の 他		5,000 円

<3号会員>

会費は、1号正会員として算定した会費の額又は2号正会員として算定した会費の額のうちいずれか高い額とする。

<賛助>

会費は、5,000 円とする。

備 考

- 1 新規加入会員の会費については、上半期（4月～9月）及び下半期（10月～3月）に区分し、それぞれ年会費の半額を徴取する。
- 2 新規加入会員以外の会員の会費については、定期総会終了の日から7月末日までの間に、当該年度分の会費を徴取する。
- 3 既納の会費は、如何なる理由によっても払戻しをしない。